

妹背牛町狩猟免許等取得更新費用助成事業交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、有害鳥獣による農産物への被害及び人的被害を防止するため、有害鳥獣の捕獲に従事する者に対して、必要な狩猟免許（第一種猟銃、第二種猟銃、わな猟、網猟）・猟銃の所持免許の取得及び更新に係る経費並びに猟銃の購入に要する経費の一部を助成し、有害鳥獣の捕獲に携わる担い手の確保を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 妹背牛町に住所を有する者で、申請時に町税等の滞納がないこと
- (2) 新たに狩猟免許（第一種猟銃、第二種猟銃、わな猟、網猟）・猟銃の所持免許を取得する者又は既に狩猟免許（第一種猟銃、第二種猟銃、わな猟、網猟）・猟銃の所持免許を所持している者
- (3) 北海道猟友会北空知支部妹背牛部会に所属し、かつ捕獲従事者として妹背牛町が依頼する有害鳥獣捕獲活動に継続的に従事できる者

(助成対象経費)

第3条 助成の対象経費は、別表のとおりとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表に掲げる経費の2分の1以内とし、助成金額に1千円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てた額とする。

2 猟銃の購入に係る助成金の額は、10万円を限度する。また、その助成は1人につき1回限りとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、狩猟免許等取得更新費用助成金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 取得又は更新した狩猟免許（第一種猟銃、第二種猟銃、わな猟、網猟）及び猟銃・空気銃所持許可証の写し
- (2) 前条に定める経費に要した領収書の写し
- (3) 北海道猟友会北空知支部妹背牛部会に入会していることを証する書面

(助成金の交付決定)

第6条 町長は前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適切であると認めるときは、申請者に狩猟免許等取得更新費用助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 前条の決定を受けた申請者は、狩猟免許等取得更新費用助成金請求書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第8条 町長は、前条の規定に基づき助成金請求書を受理したときは、速やかに助成金を交付する。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第9条 町長は、助成金の交付決定を受けた者に虚偽の申告その他不正の行為が認められるときは、第6条の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

2 前項による取消しに係る部分に関し、既に交付された助成金があるときは、その返還を求めることができるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。